厚生労働行政推進調査事業費補助金 医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業

総括研究報告書

生物学的製剤基準のあり方に関する研究

研究代表者 石井 孝司 国立感染症研究所 品質保証・管理部 部長

生物学的製剤基準(生物基)は、薬機法第42条に基づいて制定された生物学的製剤の基準集であり、通則、医薬品各条、一般試験法からなる。昭和46年に公示された後、生物学的製剤に関する技術の急速な進歩及び試験法の発達等の状況に対処し、時代に則した基準とするため、3回の全面改正が行われている。通則は生物基を運用する上で解釈を統一するために必要な一般的事項を規定し、各条は個々の製剤の品質規程であって、製剤の本質及び性状、製法、試験、貯法及び有効期間等から構成されるが、製法に関しては必要最小限のことしか示しておらず、各製剤の製法の詳細は、製造販売承認書(承認書)に示されている。

これまで生物基は、全面改正以外にも数度の中規模改正や個々の製剤の追加や変更に 対応する改正を行ってきているが、パッチワーク的な項目追加や改正の繰り返しにより 製剤ごとの記載の粒度がかなり異なってきている。記載に揺れがある箇所も増加してお り、全体的な記載の統一が求められている。その中で、記載全体を簡素化し、試験の詳 細は承認書に任せるべきという考え方も検討すべきと思われる。日本薬局方(日局)に おいては、原案作成のための要領が定められて公表されていることもあり、各条間のば らつきが抑えられている。また日局は10年ごとの全面見直しが法令で定められてお り、日局原案検討委員会も存在し、本委員会で内容の改正について定期的な討議が行わ れている。しかしながらこのような法令や組織は生物基には存在しないため、大局的な 見地に立った改正を行うことが困難であり、この点も小規模な改正の繰り返しとなって しまう原因と考えられる。さらに、国際薬局方(IP)、欧州薬局方(EP)や米国薬局方 (USP)、WHO Recommendations/Guidelines などに規定される海外の規格及び試験方 法と日本の生物基との間に齟齬がある部分がある点も指摘されてきており、WHO Recommendations/Guidelines 等とのハーモナイゼーションも課題とされている。海外 と同様に、生物基は局方と統合すべきではないかとの指摘もあり、検討すべき課題と考 えられる。

本研究班は、上記のような生物基に存在する問題点を明確化し、解決策を提示することを目的とする。一方で、すでに生物基に記載されている試験項目について、その妥当性の検証を行う。また、新しい技術を用いた生物製剤の品質管理に関する試験法についても、生物基への収載についての検討を行う。

研究分担者 研究協力者

深澤 征義 国立感染症研究所 見理 剛 国立感染症研究所

細胞化学部 部長 細菌第二部 部長

藤田賢太郎 国立感染症研究所 萩原 健一 国立感染症研究所

品質保証・管理部 主任研究官 細胞化学部 主任研究官

齊藤 恭子 国立感染症研究所

細胞化学部 主任研究官

水池 彩 国立感染症研究所

細胞化学部 研究官

落合 雅樹 国立感染症研究所

品質保証・管理部 室長

内藤誠之郎 国立感染症研究所

品質保証・管理部 主任研究官

湯浅 磨里 国立感染症研究所

品質保証・管理部 主任研究官

板村 繁之 国立感染症研究所

品質保証·管理部 主任研究官

木所 稔 国立感染症研究所

品質保証·管理部 主任研究官

A. 研究目的

生物学的製剤基準(生物基)は、薬機法第42条に基づいて制定された生物学的製剤の基準集であり、通則、医薬品各条、一般試験法からなる。昭和46年に公示された後、生物学的製剤に関する技術の急速な進歩及び試験法の発達等の状況に対処し、時代に則した基準とするため、3回の全面改正が行われている。通則は生物基を運用する上で解釈を統一するために必要な一般的事項を規定し、各条は個々の製剤の品質規程であって、製剤の本質及び性状、製法、試験、貯法及び有効期間等から構成されるが、製法に関しては必要最小限のことしか示しておらず、各製剤の製法の詳細は、製造販売承認書(承認書)に示されている。

これまで生物基は、全面改正以外にも数度 の中規模改正や個々の製剤の追加や変更に 対応する改正を行ってきているが、パッチワ ーク的な項目追加や改正の繰り返しにより 製剤ごとの記載の粒度がかなり異なってき ている。記載に揺れがある箇所も増加してお り、全体的な記載の統一が求められている。 その中で、記載全体を簡素化し、試験の詳細 は承認書に任せるべきという考え方も検討 すべきと思われる。日本薬局方(日局)にお いては、原案作成のための要領が定められて 公表されていることもあり、各条間のばらつ きが抑えられている。また日局は10年ごと の全面見直しが法令で定められており、日局 原案検討委員会も存在し、本委員会で内容の 改正について定期的な討議が行われている。 しかしながらこのような法令や組織は生物 基には存在しないため、大局的な見地に立っ た改正を行うことが困難であり、この点も小 規模な改正の繰り返しとなってしまう原因 と考えられる。さらに、国際薬局方(IP)、欧 州薬局方 (EP) や米国薬局方 (USP)、WHO Recommendations/Guidelines などに規定 される海外の規格及び試験方法と日本の生 物基との間に齟齬がある部分がある点も指 摘 さ れ て き て お り 、 WHO Recommendations/Guidelines 等とのハー モナイゼーションも課題とされている。海外 と同様に、生物基は局方と統合すべきではな いかとの指摘もあり、検討すべき課題と考え られる。

本研究班は、上記のような生物基に存在する問題点を明確化し、解決策を提示することを目的とする。一方で、すでに生物基に記載されている試験項目について、その妥当性の検証を行う。また、新しい技術を用いた生物製剤の品質管理に関する試験法についても、生物基への収載についての検討を行う。

B. 研究方法

生物基の記載内容の統一、定期的な改正を

行うシステムの検討

生物基の全体を精査し、表記上の問題、記載の不統一、不整合等を含め、問題点の洗い出しを行った。また、過去のパブリックコメントや、薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会、生物基に関する研究班(「医薬品を巡る環境の変化等に対応した生物学的製剤基準の改正のための研究」(H21-医薬-一般-006)、

「医薬品を巡る環境の変化と生物学的製剤 基準の在り方に関する研究」(H23-医薬-指 定-006))等において寄せられた意見、平成 25年9月12日及び令和2年5月13日に告 示された生物基の一部改正(中規模改正)の 際に製薬業界等から寄せられた意見等を参 考に、課題の抽出及び検討を行った。

生物学的製剤基準と日本薬局方との関係性 の整理に向けた検討

令和4年4月時点で、医薬品各条には、生物基に97品目、日局に2033品目が収載されており、両者に収載されている品目数は20である。両者に収載されている品目については、重複や齟齬が存在することも指摘されており、これには、生物基の改正が計画的に行われていないなど、様々な問題点が考えられている。まず本年度は、生物基、日局に記載されているまえがき、通則、および各条等で共通する項目について、記載の比較検討を行った。

マイコプラズマ否定試験の国際的調和についての検討

製造工程で用いられる培養細胞にマイコプラズマの汚染がないことを示すために、マイコプラズマ否定試験が行われる。日本においては日局と生物基に本試験が記載されてお

り、EP、USPにも本試験は記載されている。 近年、薬局方に収載されている試験法につい ては、薬局方検討会議において日局、EP、 USP (三薬局方) 間の国際調和の推進が図ら れており、また、日米 EU 医薬品規制調和国 際会議 (The International Council for Harmonisation, ICH) が組織され、品質、 安全性及び有効性の各分野での調和の促進 を図るための活動も行われている。これらの 基準には、マイコプラズマ否定試験法の種類 として3種(培養法、指標細胞を用いた染色 法、核酸増幅法。ただし USP のみ酵素蛍光 法も記載あり) が記載されているが、中でも 特に日本の生物基に一般試験法として収載 されている試験法は他の基準と比較してか なりの違いがあり、上記の調和を図るには難 しい点が多い。本研究では、生物基、日局、 EP、USP に記載されているマイコプラズマ 関連試験の比較を行った。

(倫理面への配慮)

本研究では、倫理面への配慮が必要となる事項はない。

C. 研究結果と考察

生物基の記載内容の統一、定期的な改正を 行うシステムの検討

以下に挙げる点についての検討が必要と考えられた。

- ・用語・用字等の不統一について
- ・標準品、参照品、試験毒素等における不整 合等について
- ・試薬・試液、緩衝液、培地等における不整 合等について
- ・標準品、参照品、標準物質について
- ・一点記載の温度の許容範囲について

- ・「別に規定する」や「別に定める」の定義 について
- ・試験項目の立て方 (特に無菌試験) について
- ・製法(製造方法)の記載の詳細度について
- ・試験法の記載の詳細度について
- ・通則 34、35 の取扱い等について
- ・一部改正により生じる不整合等について 等

生物学的製剤基準と日本薬局方との関係性 の整理に向けた検討

これまで生物基、日局ともに度重なる改正が行われて来ているにもかかわらず、表記の統一が図られていない点が多いことが、あらためて明らかになった。今後、生物基と日局、さらには、IP、EP、USP、WHO Recommendations/Guidelinesなどと整合性を取っていく上でも、国内の基準については、早急にすり合わせを行うべきと思われる。さらに、生物基・日局における各条医薬品の適否の判断基準における性状、貯法、及び有効期間の項の取り扱いについては、あらためて議論する必要があるかもしれない。また、生物基においては有効期間の記載方法が、

"有効期間は承認された期間とする."との表記も多くなっており、承認書の記載との関係についても考慮した上で考える必要があるだろう。

今回の調査では、主に生物基と日局間の比較に焦点を当てたが、生物基内においても多数の記載不統一が見られる。例えば、温度表記や%表記で○~△、○±△が混在している。また、加熱・加温表記の不統一も多数ある。この点についても大改正時に改訂を議論すべきと思われる。

マイコプラズマ否定試験の国際的調和についての検討

各基準のマイコプラズマ関連試験

生物基、日局、EPでは、「マイコプラズマ 否定試験法」として、A 培養法、 B 指標細 胞法、C 核酸増幅法の記載がある。 USPで は、<63> Mycoplasma Tests に A 培養法と B 指標細胞法が記載されており、<1127> Nucleic Acid-Based Techniques – Amplification の C 核酸増幅法と D 酵素蛍 光法が、マイコプラズマの試験としても使用 できるとされている。培養法、指標細胞法、 核酸増幅法それぞれについて生物基、日局、 EP、USP に記載された方法の比較を行った。 特に検討が必要と考えられる点は以下のと おりである。

調和のために考慮が必要なポイント 1

A、B、C のどの試験を選択するのが、マイコプラズマ否定試験の必須条件か、基準間で統一されていない。調和のためにはこの整理が必要と思われる。生物基では、A 培養法による試験が必須であり、これを B または C のみに置きかえて試験が実施できる書き方にはなっていない。この点は日局、EP のような形がよいのかもしれない。

調和のために考慮が必要なポイント 2

EP、USPでは培地性能試験、発育阻止活性試験の手順は検体の試験と同じ手順にしている(試験が一体化している)のに対し、生物基は培地性能試験、発育阻止因子試験を、検体の試験の手順とは別にしている。日局もこの点はあいまいな作りになっている。

調和のために考慮が必要なポイント 3

生物基の増菌培養法の部分が他の基準と大きく異なっている。この部分を日局、EP、USPの液体培地法と同じ形式に変更できれば、基準間の違いが少なくなる。生物基の増菌培養法は、科学的な観点からは、日局、EP、USPの液体培地法よりマイコプラズマの検出感度などが優れているという根拠はないと思われる(供される検体量も少ない)が、液体培地法に変更する場合、判定には液体培地の色調変化ではなく、カンテン培地のコロニー観察が必要になる。

調和のために考慮が必要なポイント 4

生物基も他の基準のように、核酸増幅法(バリデートされた NAT) のみでマイコプラズマ否定試験を実施できるようにするのなら、C 核酸増幅法の内容はもっと詳しい記載が必要と思われる(日局 の C.核酸増幅法(NAT)の記載されている内容程度)。現行の生物基の C 核酸増幅法の記載内容だけでは、試験法として利用しようとする NAT 法を用意したとしても、それをどのように評価しバリデートするのかがあまり詳しく書かれておらず、難があると思われる。

D. 結論

生物基の記載内容の統一、定期的な改正を 行うシステムの検討

本研究では、今後の生物基原案の作成や生物基のあり方の検討に資することを目的として、生物基全体の精査を行い、問題点、課題の抽出及び検討を行った。その結果、表記、記載の不統一や不整合等が多く認められ、また、用語の定義や規定の適用範囲、適用方法、運用上の取扱い等が不明確で読み手によっ

て異なる解釈につながるおそれがある事項 も存在した。したがって、生物基原案の作成 や生物基の規定の解釈、運用等に係る指針の ような公的文書が必要と考えられた。また、 近年の生物学的製剤を取り巻く状況の変化 を踏まえ、生物基に規定すべき事項を含め、 生物基のあり方の検討、見直しを行う必要が あると考えられ、どのような組織がそれを行 うか等についても、更なる検討が必要と考え られた。

生物学的製剤基準と日本薬局方との関係性の整理に向けた検討

日局の通則および各条の項目と生物基の表現を比較精査した結果、細かな齟齬や表現の不統一が多数見出されたことから、生物基・日局各専門家により、不統一の解消に向けた具体的な作業を早急に開始すべきと思われた。検討に際しては、IP、EP、USP、WHORecommendations/Guidelinesなどとの整合性も取りつつ進められると、より今後の国際的ハーモナイゼーションが円滑に進められると思われる。

マイコプラズマ否定試験の国際的調和についての検討

本研究では、生物基のマイコプラズマ否定 試験法について、三薬局方との調和のために 考慮が必要なポイントについて検討した。A 培養法、B指標細胞法、C核酸増幅法、のど の試験を選択するのがマイコプラズマ否定 試験の必須条件かが基準間で統一されてい ない点については、生物基で <u>A が必須とさ</u> れ、B と C は併用のみ可とされている記載 を、日局、EP のような記載 (A および/また は B を行い、バリデーションされていれば AやBの代わりにCも可能) に揃えていく **F. 研究発表** なし ことが望ましいと思われる。

次に試験法について、生物基のマイコプラ ズマ否定試験法で他の基準と大きな違いが あるのは、A培養法である。特に大きな違い があるのが、Aの検体の試験での増菌培養法 である。この試験を日局と同じ試験法に揃え ることができれば、三薬局方との違いは少な くなる。ただ、このような変更は、生物基の 一般試験法を準用してマイコプラズマ否定 試験を実施している国内メーカーへの影響 が大きく、生物基の試験法を改定する場合、 現在の各メーカーのマイコプラズマ否定試 験実施状況の調査は必須と考えられた。

E. 健康危険情報 なし

- G. 知的財産権の出願・登録状況 なし

関連資料

- 1. 生物学的製剤基準(平成16年厚生労働 省告示第155号)
- 2. 第十八改正日本薬局方(令和3年厚生労 働省告示第220号)
- 3. 第十八改正日本薬局方原案作成要領
- 4. 生物学的製剤基準解説 2007年版
- 5. 血液製剤のウイルスに対する安全性確 保を目的とした核酸増幅検査(NAT)の 実施に関するガイドライン
- 6. 欧州薬局方 第10版
- 7. 米国薬局方 第43版